

告 発 状

平成28年12月13日

新潟地方検察庁 御中

告発人

[Redacted Name]
[Redacted Address]

告発人

住所 〒

[Redacted Address]

生年月日 昭和17年5月19日

電話番号

[Redacted Phone Number]

住所 〒

[Redacted Address]

生年月日 昭和33年1月14日

電話番号

[Redacted Phone Number]

被告発人

住所 〒

[Redacted Address]

森 裕子

参議院議員

生年月日 昭和31年4月20日

第1 告発の趣旨

被告発人の下記の告発事実に記載の所為は、詐欺罪(刑法246条1項)に該当すると思料しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告発致します。

第2 告発事実

被告発人は、平成13年から2期12年参議院議員を務め、平成25年の参院選で落選し、平成28年7月10日参議院選挙で再び参議院議員に選出された者であり、かつては「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」などの、現在は「自由党新潟県参議院選挙区第1総支部」の代表であるが、

「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」の収支報告書作成者であった廣田正夫ならびに会計責任者らと共謀の上、租税特別措置法41条の18に基づく寄付金控除の優遇措置を利用して不正に還付金を受領することを企て、平成26年7月から平成27年1月7日の間に「生活の党と山本太郎

となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」から被告発人の元に、給料と称して728万円を移動し、移動した資金のうちの6,050,120円を平成27年に同総支部に移動することにより、真実は寄付の意思がないのに金6,050,120円を同総支部に寄付したかのような外観を作出し、同条第1項により還付金を請求できないのに、それができる場合であることを装って、被告発人から同総支部に対して金6,050,120円を寄付した旨を記載した「寄附金(税額)控除のための書類」を添付して、平成28年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に新潟税務署長に対して還付を請求し、これにより同税務署長において寄付金控除ができる場合であると誤信させ、よって、少なくとも812,590円、最大で~~1,815,000円~~
1,814,400
の還付を受け、
もって、人を欺き、財物を交付させたものである。

第3 告発に至る経緯

1. 被告発人が平成27年に寄付と称して同総支部に金6,050,120円を移動し、それを元に税還付を受けたこと

告発人は、「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」の27年収支報告書(資料1)の(収入の部その7)「(7)寄附の内訳」欄(行番号14~19)(資料2)により、被告発人が平成27年に同総支部に寄付と称して5回に亘り計6,050,120円の資金移動をしたことを確認した。被告発人は平成28年の確定申告時期に、6,050,120円を寄付した旨を記載した「寄附金(税額)控除のための書類」(資料3)を添付し、新潟税務署長に税還付を請求し、少なくとも812,590円、最大で~~1,815,000円~~
1,814,400
の税還付を受けた。

2. 被告発人が平成26年7月~平成27年1月7日の間に、同総支部の資金728万円を被告発人の元に移動させたこと

告発人は、同収支報告書(資料1)の(支出の部その15)「(3)政治活動費の内訳」の欄(9. その他の経費)(資料4)により、同総支部が平成27年1月7日に給料源泉税743,390円を新潟税務署に支払っていたことを確認した。このことから、被告発人は平成26年7月から平成27年1月7日の間に、同総支部から728万円の所得を得ていたことが判明した(源泉税は税率10.21%、6か月以内に納税の義務あり)。

また、同収支報告書で、同総支部が被告発人に発生した給与所得税69,200円を新潟税務署に平成27年7月1日に支払っていたことも確認できた(資料4)。このことから、被告発人は平成27年1月から6月の間に、給料と称して月額34万円計204万円の所得を得ていたことが分かった。

被告発人は同総支部の代表であるが同総支部の実務を行っていない。その被告発人が同総支部から報酬や給料を受け取るのは不当である。代表という職権を利用して不当に得たものとみなされるから、同総支部資金を横領したといえる。

3. 被告発人の平成27年分寄付6,050,120円は、被告発人に直前に移動した728万円を充当したとみられるから、真実の寄付と認められないこと

2. に記載のごとく、被告発人は平成26年7月から平成27年1月7日の間に、同総支部から被告発人に728万円を移動しているので、平成27年1月5日からの寄付(総額6,050,120円)は、この728万円が充当されたと判断できる。従って、寄付と称する被告発人のこの行為は、同総支部資金を同総支部一被告発人→同総支部へと被告発人の意思で移動させたものあり、真実の寄付ではない。

平成28年8月12日付告発状第2告発事実1記載の平成26年の還付同様、平成28年も、被告発人は、真実は寄付の意思がないのに寄付したかのような外観を作出し、これにより新潟税務署長において寄付金控除ができる場合であると誤信させ、税還付を受けた。すなわち、人を欺き、財物を交付させたもので、詐欺行為である。

4. 還付金のうち812,590円は、被告発人の真実の所得から納税したものでないこと

2. 記載のごとく、被告発人は平成26年後半に728万円を、平成27年前半に204万円を給料と称して同総支部から所得を得ている。しかし、これら所得は、労働の正当な対価として得たものでなく、被告発人が職権で不当に得たものであり、横領といってもよいものである。被告発人は、これらの不労所得の税金812,590円(743,390円と69,200円の合計)を同総支部に支払わせた挙句、平成28年の確定申告時期に税還付を請求し、この812,590円をも自分の懐に入れたのである。寄付が真実の寄付だったとしても、被告発人はこの812,590円を還付する権利を有しない。

5. 収支報告書作成者廣田正夫氏にも還付詐欺の疑惑があること

被告発人は、23年から27年の同総支部収支報告書(27年は資料1)を入手し、収支報告書作成者廣田正夫が、23年650万円、24年600万円、25年600万円、26年800万円、27年500万円を「同総支部」に5年連続で貸付け、毎年度末に全額返済を受けた旨の記載を確認した。

5年間同じパターンの借入・返済は極めて不自然で、「同総支部」が事務担当から高額な借入を何度もするというのも異常である。借入は見せかけで、廣田正夫は貸付と称して入金したお金を寄付金と称して、被告発人同様、税還付を受けた疑いがある。

すなわち、廣田正夫は「同総支部」の口座に毎年上記の額を借入金として入金し、その都度、入金額に対等する額を寄付したとする旨の偽「寄付領収書」を自らに発行し、翌年の確定申告時期に、偽の「寄附金(税額)控除のための書類」を三条税務署に提出し、不正に税還付を受けていたと、告発人は推測する。

告発人は、上記の情報を、廣田正夫の居住地である三条市の税務署に提供した。三条税務署の調査で、廣田正夫が偽書類を作成し還付を受けたことが判明したら、これも重大な詐欺事件なので、新潟地方検察庁にて立件して頂きたい。

6. 平成27年に、同総支部が被告発人から200万円を借入したこと

告発人は、27年の同総支部収支報告書に、平成27年10月23日に同総支部が被告発人から200万円を借入した旨の記載があることを確認した(資料1)。この借入金は期末には返済されず、同収支報告書の(支出の部その18)「2 資産等の項目別内訳」に資産として計上されている。廣田正夫からの借入同様、この借入も同総支部の資金がひっ迫し発生したからではなく、同総支部が実状と違う(デタラメな)収支報告書を作成していて、その帳簿上で期末に赤字が発生することが分かったので、帳尻合せのため被告発人の借入金を資産の部に加えてたものと推測する。

第4 罪名及び罰条

詐欺罪 刑法246条第1項

第5 証拠資料

資料1 「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」の27年収支報告書

資料2 資料1の抜粋

(収入の部その7)「(7)寄附の内訳」欄(行番号14~19)

資料3 寄附金(税額)控除のための書類(平成27年分)

資料4 資料1の抜粋

(支出の部その15)「(3)政治活動費の内訳」の欄(9. その他の経費)